

## 福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業の国庫補助について」（平成30年7月30日厚生労働省発子0730第1号厚生労働事務次官通知）の別紙「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱」に定める「職員の資質向上・人材確保等研修事業」（平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」）の別添2に定める「保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」に基づき、保育士等がキャリアアップ研修を受講する際の代替職員の賃金に補助を行うことで、施設における児童等の適切な処遇を担保するとともに、保育士等の処遇改善に必要な研修の円滑な受講を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「保育所等」とは、福岡市内に所在する次の各号に掲げるものとする。

#### (1) 保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号（以下「法」という。））第35条第2項から第4項の規定及び第39条により設置された保育所

#### (2) 地域型保育事業

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5号に規定する地域型保育事業

#### (3) 認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設

### (交付の対象)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、私立保育所、私立地域型保育事業者及び私立認定こども園（以下「保育所等」という。）の保育士及び配置に係る特例により保育士とみなすことができる看護師等が保育士等キャリアアップ研修（県指定研修を含む。）を受講するために、保育所等を設置運営する法人その他の団体の代表者又は個人（以下「保育所等設置者」という。）が新たに代替職員を任用した場合にかかる任用経費を対象とする。

### (補助対象期間)

第5条 前条に規定する事業の補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定のあつ

た年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、別表の補助基準額により算出する。

(交付条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 重複して他の補助金等の交付を受けないこと。

(交付申請)

第8条 保育所等設置者は、補助金の交付を受けようとするときは、福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)により別に指示する期日までに市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

2 様式第1号に添付すべき書類は以下のとおりとする。

- (1) 福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金実施計画書(様式第2号)
- (2) 福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金算定表(申請用)
- (3) 新たに代替職員として任用したことが分かる書類(雇用契約書等の写し)
- (4) キャリアアップ研修等受講予定表

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い保育所等設置者に対し、福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金交付決定通知書(様式第3号。)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた保育所等設置者は、福岡県保育士等キャリアアップ研修が終了した日の属する月の翌月末日又は3月末日のいずれか早い日までに福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)により市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

2 様式第4号に添付すべき書類は以下のとおりとする。

- (1) 福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金算定表(実績用)
- (2) キャリアアップ研修を受講した日に代替職員が勤務していることが分かる書類
- (3) キャリアアップ研修等受講実績表
- (4) キャリアアップ研修を受講したことがわかる受講記録や修了証の写し

(補助金の確定及び通知)

第11条 市長は、前条の規定による提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、保育所等設置者に対し、福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(申請の変更)

第12条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた保育所等設置者は、実施する事業内容等を変更する必要があるときには、福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金変更交付申請書(様式第6号)により、市長に申請しなければならない。

(変更交付決定及び通知)

第13条 市長は、前条の規定による提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、保育所等設置者に対し、福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第14条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた保育所等設置者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、又は補助の対象となる要件を満たさないときは、福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金交付取下書(様式第8号)により、市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の決定取消し及び返還)

第15条 市長は、交付の決定を受けた保育所等設置者が、この要綱の規定に違反した場合は、実施を決定した事業の全部もしくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されている場合は、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第16条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした保育所等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者がある場合
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、本事業の適用を受けた保育所等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請を行った

施設長等に対し当該施設長等（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付した  
もの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、2021年3月31日をもって廃止する。  
なお、終期到来後の継続については、その必要性を踏まえた上で終期到来までに判断す  
るものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和5年度をもって廃止する。  
令和2年度までの補助金については、なお従前の例による。  
なお、終期到来後の継続については、その必要性を踏まえた上で終期到来までに判断す  
るものとする。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、令和4年度から令和5年度の補助金に適  
用する。令和3年度までの補助金については、なお従前の例による。

別 表

補助基準額
1. 保育士及び配置に係る特例により保育士とみなすことができる看護師等が保育士等キャリアアップ研修（県指定研修含む）を受講するために、保育所等設置者が新たに代替職員を任用した場合にかかる任用経費を対象とする
日額 6,250円×勤務日数
※公定価格に含まれると算定する日数を除く

福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所

団体名  
代表者氏名

---

福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金について補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金の申請額                     ★                     円

2 補助事業の執行に関する収支計画

	区 分	金 額	説 明 (参考：算定表)
収入の部	福岡市補助金収入	★ 円	
	自己資金	円	算定表⑭ (対象経費の施設支出予定額)   算定表⑮ (選定額)
	計	☆ 円	
支出の部	対象経費の施設支出予定額	円	算定表⑭ (対象経費の施設支出予定額)
	計	☆ 円	

(注) ☆印は、それぞれ符合します。 ★印は、算定表の補助金所要額です。

様式第1号-2

3 福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金交付要綱第16条(暴力団の排除)に基づく記載

(1) 申請者が個人の場合

下記に、指定している項目について記入してください。

申請者氏名	性別	生年月日
(フリガナ)	男 ・ 女	明・大  昭・平      年      月      日

(2) 申請者が法人の場合

「役員名簿」(様式第9号)を提出してください。

ただし、法人が作成している「役員名簿」に、様式第9号に指定している項目がすべて含まれている場合は、本様式に代えることができます。

申請人は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき(申請人が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当したときを含む。)は、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

添付書類

- (1) 福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金実施計画書(様式第2号)
- (2) 福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金算定表(申請用)
- (3) 新たに代替職員として任用したことが分かる書類(雇用契約書等の写し)
- (4) キャリアアップ研修等受講予定表

様式第2号

福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金実施計画書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所

団体名

代表者氏名

---

福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金算定表（申請用）と対応する番号について転記すること

算定表	施設名	
⑪	キャリアアップ 研修に係る代替 職員の雇い上げ 予定延べ日数	キャリアアップ 研修以外の雇い 上げ残り日数 (日)
⑭	対象経費の施設支出予定額	(円)
	事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	(備考) 半日研修について、代替職員が半日勤務する場合は半日として、1日勤務する場合は1日として算定すること。	



福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡市長

先に申請のあった福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助内示金額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金交付予定時期 \_\_\_\_\_

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式第4号

福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所

団体名

代表者氏名

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金算定表（実績用）と対応する番号について転記すること

算定表	施設名	
⑪	キャリアアップ研修に係る代替職員の雇い上げ延べ日数 キャリアアップ研修以外の雇い上げ残り日数 (日)	(日)
⑫	選定日数 (日)	(日)
⑬	補助対象金額(⑫×6,250円) (円)	(円)
⑭	対象経費の施設支出済額 (円)	(円)
⑮	選定額(⑬と⑭の少ない方) (円)	(円)
★	補助金所要額 (円)	(円)
	事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	(備考) 半日研修について、代替職員が半日勤務する場合は半日として、1日勤務する場合は1日として算定すること。	

添付書類

- (1) 福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金算定表（実績用）
- (2) キャリアアップ研修を受講した日に代替職員が勤務していることが分かる書類
- (3) キャリアアップ研修等受講実績表
- (4) キャリアアップ研修を受講したことがわかる受講記録や修了証の写し

福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡市長

先に交付決定した福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金については、実績報告書に基づき、補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 \_\_\_\_\_円

2 補助条件

福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。

福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金変更交付申請書

年 月 日

あて先 福岡市長

住所

団体名

代表者氏名

---

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金について、変更交付を下記のとおり申請します。

記

1 補助金の交付決定額 円

補助金の変更申請額 円

2 事業計画の変更理由

様式第6号-2

3 補助事業の執行に関する収支計画

	区 分	金 額 (当初)	金 額 (変更後)	説 明
収入の部	福岡市補助金収入	★ 円	★ 円	
	自己資金	円	円	
	計	☆ 円	☆ 円	
支出の部	対象経費の 支施設支出予定額	円	円	
	計	☆ 円	☆ 円	
	(備考)			

(注) ☆印は、それぞれ符合します。 ★印は、算定表の補助金所要額です。

添付書類

- (1) 福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金算定表 (申請用)

福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金変更交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡市長

先に申請のあった福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金について、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

1 補助決定金額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金変更交付予定時期 \_\_\_\_\_

3 補助条件

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
- (4) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金交付取下書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所

団体名

代表者氏名

---

年 月 日付 第 号の交付決定通知に係る福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金については、下記の理由により交付の取下を申請します。

記

- 1 補助事業名 福岡市保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金
  
- 2 補助予定金額 \_\_\_\_\_円
  
- 3 交付決定通知書の受領年月日  
年 月 日
  
- 4 取下理由

## 役員名簿

【法人名：

】

※該当する性別・元号を○で囲んでください。

役職名	フリガナ	性別	生年月日			
	氏名		元号	年	月	日
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			

※役員全員を記載してください。

※この役員名簿により収集した個人情報については、この補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用します。



